裏　　　　　面

様式第三号(第十六条関係)

表　　　　　面

12cm

写真面及び職員の証面には、所属庁の庁印を押すものとする。

　この証票を携帯する者は、健康増進法により立入検査又は質問をする職権を行う者で、その関係条文は次のとおりである。

健康増進法抜粋

(立入検査等)

第二十五条の九　都道府県知事は、この節の規定の施行に必要な限度において、特定施設の管理権原者等に対し、当該特定施設の喫煙禁止場所における専ら喫煙の用に供させるための器具及び設備の撤去その他の受動喫煙を防止するための措置の実施状況に関し報告をさせ、又はその職員に、特定施設に立ち入り、当該措置の実施状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

２　前項の規定により立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

３　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

８cm

第　　　号

　　　　　　　　所　属　庁

氏　　　　名

生年月日

健康増進法第二十五条の九第二項の規定による立入検査証

令和　　年　　月　　日　発　行

(使用期間一年)

　　　　写　　　　　真